

岐団中第 1 7 9 号
令和 8 年 8 月 1 7 日

会員組合 理事長 様

岐阜県中小企業団体中央会
会 長 傍 島 茂 夫

「令和 8 年熊本地震」義援金のご協力について

ご承知のとおり、本年 7 月 2 8 日に熊本県で最大震度 7 を観測した今回の地震については、状況が判明するにしがたい甚大な被害が確認され、組合、中小企業等の被害も大きいものとなることが推察されます。

被害の規模並びに中小企業組合関係者等の被害の状況等は今後の調査結果を待つこととなりますが、苦境に立っている当該地域の中小企業及び組合並びに関係者の方々を支援激励するため、本会でも標記義援金を募ることといたしました。

つきましては、本趣旨にご賛同くださいます場合は、下記によりご協力賜りますようお願いいたします。

なお、本会で取りまとめた義援金及びご協力団体名簿等は全国中小企業団体中央会へ送付し、全国中小企業団体中央会が各県中央会の義援金を一括取りまとめることとなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

記

- 別紙「義援金引受書」にご記入いただき、F A X 又はメールにてお知らせの上、下記口座へお振り込み下さいますようお願いいたします。

【義 援 金】 1 口 1 0,0 0 0 円（1 口以上お願いいたします）

【振込口座】 商工組合中央金庫 岐阜支店
普通預金 №. 1 0 1 2 0 8 8
口座名「岐阜県中小企業団体中央会」

【締 切 日】 令和 8 年 9 月 1 8 日（金）

【問 合 先】 岐阜県中小企業団体中央会 総務部
TEL : 058-277-1100 FAX : 058-273-3930
代表メール : info@chuokai-gifu.or.jp

【留意事項】 次頁をご一読ください。

留意事項

☞ 税制上の取扱いについて

- ▶ 組合等において拠出された本義援金（寄附金）は、税法上「一般の寄附金」扱いとなるため、損金算入限度額を超える部分の額は損金不算入となります。
- ▶ なお、法人（事業協同組合等）の場合、損金算入限度額は次の計算式に基づき算出されます。→ 根拠法「法人税法第 37 条第 1 項」

【損金算入限度額の計算式（出資組合）】

$$\left\{ \textcircled{1} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} \right\} + \left\{ \textcircled{2} \times \frac{2.5}{100} \right\} \times \frac{1}{4}$$

①＝期末の資本金額 ＋ 資本準備金額

②＝法人税申告書別表四 仮計の額 ＋ 支出寄附金の額

【損金算入限度額の計算式（非出資組合）】

$$\textcircled{1} \times \frac{1.25}{100}$$

①＝法人税申告書別表四 仮計の額 ＋ 支出寄附金の額

- ▶ 損金経理にあたっては、義援金の拠出を証する書類が必要となります。
本義援金募集案内（義援金引受書含む）及び振込金受取書（受領書）の保管をお願いします。

☞ 領収書について

- ▶ 本義援金のお振込みに際して、領収書は発行いたしません。お振込みの際の振込金受取書（受領書）をもって領収書に代えさせていただきます。

☞ 消費税について

- ▶ 義援金に係る消費税については、「課税対象外取引」（不課税）です。

☞ 振込手数料について

- ▶ 本義援金のお振込みに係る振込手数料については、恐れ入りますがご負担くださいますようお願いいたします。

令和8年 月 日

岐阜県中小企業団体中央会 行

(FAX : 058-273-3930)

(代表メール : info@chuokai-gifu.or.jp)

貴組合名 _____

担当者 _____

TEL _____

義 援 金 引 受 書

「令和8年熊本地震義援金」として下記のとおり引き受けます。

記

_____ 口 _____ 円也